

令和元年第3回（追加）

瑞浪市議会定例会議案

令和元年6月7日

目 次

議第 4 5 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 6 号	財産の取得について……………	4

議第 4 5 号

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年
条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「給与」を「支給」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 投票管理者、開票管理者、選挙長又は投票立会人が、当該選挙と同じ日
に行なわれるべき他の選挙におけるその職を兼ねるときは、当該兼ねる職
としての報酬は、重複して支給しない。

「

別表中

投票所の投票管理者	一の選挙 につき	12,600円
期日前投票所の投票管理者	1日につ き	11,100円
開票管理者及び選挙長	一の選挙 につき	10,600円
投票所の投票立会人	一の選挙 につき	10,700円
期日前投票所の投票立会人	1日につ	9,500円

増設期日前投票所の投票立会人	き	7,000円
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	8,800円

「

投票所の投票管理者	一の選挙につき	12,800円	を に改め、
期日前投票所の投票管理者	1日につき	11,300円	
開票管理者及び選挙長	一の選挙につき	10,800円	
投票所の投票立会人	一の選挙につき	10,900円	
期日前投票所の投票立会人	1日につき	9,600円	
開票立会人及び選挙立会人	一の選挙につき	8,900円	

」

同表に備考として次のように加える。

備考

- 投票所（期日前投票所を含む。以下この項及び次項において同じ。）を開く時刻を繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を繰り上げた場合の投票立会人の報酬の額は、この表に掲げる投票立会人の報酬の額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項本文（第48条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による投票時間数で除して得た額（以下「1時間当たり報酬額」という。）に当該投票所における投票時間数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 投票所の投票立会人が一の選挙において交替した場合の当該投票立会人の報酬の額は、1時間当たり報酬額に当該投票立会人が立ち会った時間数を乗じて得た額とする。この場合において、交替で立ち会っ

た全ての立会人にそれぞれ支払われる報酬の額の合算額は、この表に掲げる投票立会人の報酬の額（投票所を開く時刻を繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を繰り上げたときは、前項に規定する投票立会人の報酬の額）と同額となるよう調整するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第46号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月7日 提出

瑞浪市長 水野光二

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 農畜産物加工施設備品 1式 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 58,850,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 愛知県一宮市北小渕字勝幡92番地2
株式会社名岐
代表取締役 眞野英憲 |